登園許可書についてのお願い

キ　　　　　　　　リ　　　　　　　　ト　　　　　　　　リ　　　　　　　　セ　　　　　　　　ン

　学校保健法によって、下記の病気にかかった場合出席停止になります。

必ず専門医の診断を受け、『登園許可書』をもらって登園してください。

★病名一覧（学校保健法施行規則第２０条参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 病　名 | 出席停止の期間 |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで。 |
| 百日ぜき | 特有のせきが消失するまで。または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで。 |
| 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過してから。 |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、鶚下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 流行性角結膜炎 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから。 |
| 風しん | 発疹が消失してから。 |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになってから。 |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主な症状が消え２日経過してから。 |
| 結核 | 医師により伝染のおそれがないと認めるまで。 |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O26、O111等） | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、４８時間をあけて連続２回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

★上記以外にもいろいろな伝染性の病気がありますので、医療機関では必ず

保育園に通っていることを医師に伝えてください。

　　　　こまどり福祉会

 登 園 許 可 書

氏名

　　　　　下記の疾病で療養中のところ、現在軽快し、伝染病の予防上支障が

ないと認めたので　　　　年　　月　　日から登園を許可します。

記

　　＜病　名＞　（該当病名に〇をつけてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | インフルエンザ |  | 水痘（水ぼうそう） |
|  | 百日ぜき |  | 咽頭結膜熱（プール熱） |
|  | 麻しん（はしか） |  | 結核 |
|  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |  | 腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O26、O111等） |
|  | 流行性角結膜炎 |  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 風しん |  | 髄膜炎菌性髄膜炎 |

　　　　　　　年　　　　月　　　　日

医療機関名

　 医師　　　　　　　　　　　　　印

　　担当医　　様

　　　　保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をで きるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可書の記入をお願いします。

　　保護者の皆様

　　　　上記の感染症について、子どもの病状が回復し、担当医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出して下さい。

社会福祉法人こまどり福祉会　　2018年10月1日作成